

- ◆後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険※の被扶養者であった方に対する軽減均等割額が7割軽減され、所得割は課されません。（所得が低い世帯に属する方の均等割額の9割軽減または8.5割軽減に該当する方は、そちらが適用されます。）

※被用者保険とは、協会けんぽ、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合などのことをいい、市町国民健康保険及び国民健康保険組合は含まれません。

該当の方には軽減措置を行った後の保険料額を通知しますが、被用者保険の被扶養者であった方で軽減措置が行われていない場合は、保険福祉課にお知らせください。

○保険料の徴収

保険料の徴収方法は、原則として「特別徴収（年金からの天引き）」となります。ただし、年金の受給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの支給額の1/2を超える場合は、納付書や口座振替などで納付していただく「普通徴収」となります。

※複数の年金を受給されている場合、受給額の多少に関わらず、国民年金・厚生年金・共済年金の順番で優先順位の高い1種類の年金から天引きの可否を判断します。

- ◆特別徴収となる方は、保険料額決定通知書と同時に、10月以降の年金支給月ごとの天引き額を通知します。

特別徴収の徴収月

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
4月	6月	8月	10月	12月	2月

特別徴収額の算定方法



- ◆普通徴収となる方は、保険料額決定通知書及び納付書を送付します。

普通徴収の納期

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

- ◆納付方法を年金天引きから口座振替へ変更できます。
口座振替への変更をご希望の方は申請が必要です。
なお、申請の時期により、口座振替への変更時期が異なります。

一部負担金の割合の変更（基準収入額適用申請）について

- 申請により負担割合が変更される場合があります。

住民税課税所得（課税標準）額が145万円以上の被保険者及びその方と同一世帯の被保険者は、自己負担割合が3割になりますが、次の条件に該当する被保険者の方は、申請により負担が1割になります。（7月末までに申請された方は8月から、8月以降に申請された方は申請月の翌月から負担割合が変更されます。）

- 同一世帯に後期高齢者医療被保険者が一人の場合（被保険者の収入額）…383万円未満
※ただし、被保険者の収入額が383万円を超える場合であっても、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合は、被保険者と70歳以上75歳未満の人全員の収入額が520万円未満
- 同一世帯に後期高齢者医療被保険者が二人以上いる場合（被保険者の収入額合計）…520万円未満

後期高齢者健康診査について

6月下旬から受診券等を後期高齢者医療広域連合から順次送付します

- 目的 健康管理と生活習慣病の早期発見を目的としています。
- 対象者 8月31日までに後期高齢者医療被保険者となられる方
- 送付スケジュール 4月末時点の被保険者 ⇒ 6月下旬発送
5月～7月中に被保険者となられる方 ⇒ 8月下旬発送
8月中に被保険者となられる方 ⇒ 9月下旬発送
- 受診期間 7月から11月末までの間 ○受診場所 病院・診療所など
- 受診方法 受診券等をご覧ください。
- 自己負担額 住民税課税世帯の方 500円 住民税非課税世帯の方 200円